

グループホームかみやま運営規程

(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護)

(事業の目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人大館圏域ふくし会（以下「ふくし会」という。）が設置経営するグループホームかみやま（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「共同生活介護という。」）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、認知症の状態にある利用者又は家族（以下「利用者等」という。）に対し、適正な共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 介護保険事業については、要介護者であって認知症であるものについて、共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにする。

2 介護予防事業については、その認知症である利用者が可能な限り共同生活住居において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(事業の実施主体、名称等)

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 実施主体 社会福祉法人 大館圏域ふくし会
- (2) 名 称 グループホームかみやま
- (3) 所 在 地 秋田県大館市花岡町字前田 1 6 2 番地 3 9

(利用定員)

第 4 条 事業所の利用定員は、18名とする。但し、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない。併せて短期利用型（空床利用）とする。

(通常の事業の実施地域)

第 5 条 通常の事業の実施地域は、大館市とする。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第 6 条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、共同生活介護の従業者の管理及び共同生活介護の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うと共に、当該共同

生活介護の従事者に規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 計画作成担当者 2名(介護職員と兼務)

共同生活介護計画を作成する。

(3) 介護職員 6名以上

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

2 職員等の職務分掌については、別に定める。

(勤務体制の確保等)

第7条 事業所は、利用者に対し、適切な共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

2 事業所は、介護従事者の勤務の態勢を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。

3 事業所は、介護従事者の資質の向上のために、その研修の機会を確保する。その際、事業所は、全ての介護従事者に対し、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。

4 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、現場において行われる性的な言動又は優位的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものより介護従事者の就業環境が害されることを防止する為の指針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 事業所は、共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ利用者等に対し、運営規程の概要、介護従業者の勤務体制、その他利用者のサービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用者等の同意を得る。

(提供拒否の禁止)

第9条 事業所は、正当な理由なく共同生活介護の提供を拒否しない。但し、定員超過、通常の事業実施地域外、その他利用者に対し自ら適切な共同生活介護を提供することが困難な場合はこの限りではない。

(受給資格等の確認)

第10条 事業所は、共同生活介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護・要支援認定の有無及び有効期間を確かめる。

2 事業所は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、共同生活介護の提供にあたる。

(要介護・要支援認定の申請に係る援助)

第11条 事業所は、共同生活介護の提供の開始に際し、要介護・要支援認定の申請が既

に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

(入退居)

- 第12条 事業所は、要介護・要支援者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供する。
- 2 事業所は、利用者の入居に際しては、主治医の診断書等により当該利用者が認知症である者であることの確認をする。
 - 3 事業所は、利用者が入院治療を要する者であること等利用者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の共同生活介護事業者、介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに行う。
 - 4 事業所は、利用者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努め、別に定める「グループホームかみやま入所調整委員会」の決定を受けけるものとする。
 - 5 事業所は、利用者の退居の際には、利用者等の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退所に必要な援助を行う。
 - 6 事業所は、利用者の退居に際しては、利用者等に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報提供及び保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(サービスの提供の記録)

- 第13条 事業所は、入居に際しては入居の年月日及び事業所名称を、退居に際しては退居の年月日を、利用者の被保険者証に記載する。
- 2 事業所は、共同生活介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記載する。

(利用料等の受領)

- 第14条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する共同生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該共同生活介護に係る居宅介護・介護予防サービス費用基準額から事業所に支払われる居宅介護・介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。
- 2 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない共同生活介護を提供した際にはその利用者から支払を受ける利用料の額と、共同生活介護に係る居宅介護・介護予防サービス費用基準との間に、不合理な差額が生じないようにする。
 - 3 事業所は、前各項の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から徴収する。

(1) 食材料費	1日当たり	950円
(2) 家賃	1日当たり	800円
(3) 管理費(光熱水費等)	1日当たり	560円

(4) 前各号に掲げるもののほか、おむつ代等については、利用者の利用に応じ実費を徴収する。

4 事業所は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得る。

5 事業所は、利用者に対し毎月10日までに、前月のサービス提供内容を記載した請求書を発行し、利用料の支払いを受けたときは、利用者に対し領収書を発行する。

6 利用者は、事業者の定める期日までに、利用料等を現金又は銀行口座振替又は郵便振替により納付するものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第15条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない共同生活介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した共同生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(共同生活介護の内容及び取扱方針)

第16条 事業所は、利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行う。

2 事業所は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。

3 事業所は、要支援状態にある利用者に対しては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たる。

4 事業所は、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努める。

5 事業所は、共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。

6 事業所は、共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者等に対し、サービス提供方法等について、理解しやすいよう説明を行う。

7 事業所は、共同生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

8 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

9 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催

するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

10 事業所は、自ら提供する共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図る。

(共同生活介護計画の作成)

第17条 共同生活介護計画の作成に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利用者の多様な活動の確保に努める。

2 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した共同生活介護計画を作成する。

3 計画作成担当者は、共同生活介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者等に対して説明し、利用者等の同意を得る。

4 計画作成担当者は、共同生活介護計画を作成した際には、当該共同生活介護を利用者等に交付する。

5 計画作成担当者は、共同生活介護計画の作成後においても、共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて共同生活介護計画の変更を行う。

(介護等)

第18条 事業所は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

2 事業所は、利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所における介護従事者以外の者による介護を受けさせてはならない。

3 利用者の食事その他の家事は、原則として利用者と従事者が共同で行うよう努める。

(社会生活上の便宜の提供等)

第19条 事業所は、利用者の趣味又は嗜好に応じた活動の支援に努める。

2 事業所は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、利用者等が行うことが困難である場合は、その同意を得て代わって行う。

3 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

(利用者に関する市町村への通知)

第20条 事業所は、共同生活介護を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知する。

(1) 正当な理由なしに共同生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護・要支援状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(利用に当たっての留意事項)

第21条 利用者は、次の各号に定めた事項に留意すること。

- (1) 事業所の管理運営のため規程等に定めた事項を守ること。
- (2) 外来者と面会又は外来者が宿泊するときは、利用者又は外来者が氏名・続柄等を事業所に届出して、その承認を得て指定した場所で面会・宿泊すること。但し、本人の健康がこれを許さない場合はこの限りではない。
- (3) 外出又は外泊しようとするときは、その都度、外出・外泊先、用件、日時等を事業所に届出して、その承認を受けること。
- (4) 建物、設備、備品等を損傷しないこと。故意・過失による損害、備品の形状変更したときは、その損害を弁償又は現状回復すること。
- (5) 定められた場所以外で火気の使用及び喫煙をしないこと。又、飲酒は主治医と相談すること。
- (6) 喧嘩、暴行、中傷、口論等他人の迷惑になる行為をしないこと。
- (7) 事業所に所持金品の管理を依頼する場合は、所持金品目を事業所に届け出ること。
- (8) 他の利用者への宗教活動、政治活動を行わないこと。

(緊急時等の対応)

第22条 事業所は、現に共同生活介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに家族及び主治医又はあらかじめ事業所が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(業務継続計画の策定等)

第23条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、認知症共同生活介護の提供を継続するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(事故発生時の対応)

第24条 事業所は、事故の発生又はその再発を防止する為、次の各号に定める措置を講ずる。

- (1) 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止の為の指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整

備する。

- (3) 事故発生の防止の為の委員会及び従業者に対する研修を定期的に行う。
- 2 事業所は、利用者に対する共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、居宅介護支援・介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処理について記録する。
- 4 事業所は、利用者に対する共同生活介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。ただし、事業所の責に帰すべからず事由による場合は、この限りではない。

(非常災害対策)

- 第25条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的
に避難、救出その他必要な訓練を行う。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携する。

(衛生管理等)

- 第26条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。
- 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずる。
- (1) 当該事業所における感染症及び食中毒の蔓延防止の為の対策を検討する委員会を月に1回程度、定期的に開催するとともに、その結果について、介護従事者に周知徹底を図る。
 - (2) 当該事業所における感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止の為の指針を整備する。
 - (3) 当該事業所において、介護従事者に対し、感染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止の為の研修及び訓練を定期的に行う。

(協力医療機関等との連携)

- 第27条 事業所は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関・協力歯科医療機関を定めておく。
- 2 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等の為、協力医療機関等との間の連携及び支援の体制を整えておく。

(掲示等)

- 第28条 事業所は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、介護従事者の勤務体制その他の利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

- 2 事業所は、共同生活介護について広告する場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(秘密保持)

第29条 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講ずる。
- 3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得る。

(居宅介護・介護予防支援事業所に対する利益供与等の禁止)

第30条 事業所は、居宅介護・介護予防支援事業者又はその従業者に対し、利用者に事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 事業所は、居宅介護・介護予防支援事業者又はその従業者から、事業所からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情処理)

第31条 事業所は、提供した共同生活介護に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速且つ適切に対応する為に、苦情受付窓口や第三者委員による苦情解決機関を設置すると共に、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及びその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、苦情に関する市町村からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、改善の内容を報告する。
- 3 事業所は、苦情に関する国民健康保険団体連合会からの調査に協力するとともに、改善の内容を報告する。

(虐待防止のための措置)

第32条 事業所、利用者の人権の擁護及び虐待防止の為、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護従事者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を選定する（苦情解決に準ずる）。

(会計の区分)

第33条 事業所は、共同生活介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分する。

(調査への協力等)

第34条 事業所は、提供した共同生活介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な共同生活介護が行われているかどうかを確認するために市町村が行う調査に協力し、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域との連携等)

第35条 事業所は、共同生活介護の提供に当たっては、運営推進会議を設置し、おおむね2ヶ月に1回、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

2 事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

3 事業所は、地域住民又はボランティア活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

(記録の整備)

第36条 事業所は、従事者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 事業所は、利用者に対する共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存する。

(法令との関係)

第37条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令、並びに関係する法令の定めるところによる。

(その他についての留意事項)

第38条 この規程に定める事項のほか、運営管理に必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成15年 8月 1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成18年 8月 1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年 4月 1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年 4月 1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年 4月 1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年 4月 1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年 7月 1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年11月 1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規定は、平成29年 4月 1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規定は、平成29年11月 1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規定は、平成30年 4月 1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規定は、令和 1年10月 1日より施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規定は、令和 2年 4月 1日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規定は、令和 3年 4月 1日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規定は、令和 4年 4月 1日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規定は、令和 6年 4月 1日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規定は、令和 6年12月 1日より施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規定は、令和 7年 9月 1日より施行する。

